

# 新潟市立味方小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、「新潟市立味方小学校いじめ防止基本方針」として策定する。

## いじめ防止対策にかかわる味方小学校の基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめを生まない学校、地域、ひいては社会の実現に向けて取り組む。

## いじめ防止に向けた味方小学校の基本方針

### いじめ防止に向けて

- ◎ わかる授業、できる授業、一人一人を大切に活かす教育活動を進めます。
- ◎ いじめ防止学習プログラムに基づく学級力向上の取組、異学年交流、特別支援学級児童との交流学习等を通して、全校的支持的風土の醸成に努めます。
- ◎ 保護者、地域、関係機関との協力体制を一層強化し、いじめを生まない学校づくりを進めます。

### いじめ発見・解決に向けて

- ◎ Q-U、生活アンケート、いじめ相談週間、情報交換会等を通して、いじめの早期発見・解決を図ります。
- ◎ 全教職員が、いじめに対して積極的かつ組織的に対応し、子どもとともに解決を図ります。
- ◎ いじめ発生において、解決に向け関係機関との連携が必要な場合には、中学校区いじめ防止連絡協議会や市教委を初め、警察、児童相談所等の外部機関との連携を図ります。

## いじめ防止・解決に向けた組織

### いじめ・不登校・問題行動防止委員会

◎生活づくり部主任 ○生活づくり部副任、教頭、教務主任、養護教諭、関係職員

校長

### 中学校区いじめ防止連絡協議会

◎生活づくり部主任、○教頭、教務主任、養護教諭、地域関係団体

### 関係児童・保護者

情報の聞き取り・提供 いじめ被害者・加害者及びその保護者への対応

### 地域 (おむすびクラブ運営協議会)

情報の収集・提供 見守り

### P T A・関係機関・外部団体

情報の収集・提供 いじめ被害者の安全確保  
いじめ加害者の保護・調査 重大な案件における市教委・市長への報告

